

市長記者会見記録

日時：2018年11月19日（月）14時～15時21分

場所：第3庁舎18階 講堂

議題：平成30年度かわさきマイスター認定者発表について（経済労働局）

平成30年第4回市議会定例会議案について（総務企画局・財政局）

<内容>

《平成30年度かわさきマイスター認定者発表について》

【司会】 ただいまより、市長記者会見を始めます。本日の議題は、「平成30年度かわさきマイスター認定者発表について」と「平成30年第4回川崎市議会定例会議案について」の2件になっております。

なお、市政一般に関する質問につきましては、議題2件が終了後をお願いいたします。

それでは、初めに、平成30年度かわさきマイスター認定者の発表並びにご紹介をさせていただきます。市長、よろしくをお願いいたします。

【市長】 それでは、平成30年度かわさきマイスターに認定いたしました5名の方々をご紹介いたします。

本市では、市民生活の向上や産業の発展を支える優れた技術・技能の振興・継承を目的として、平成9年度に、かわさきマイスター制度を創設し、毎年、公募により候補者を募り、ご応募いただいた方々の中から、特に優れた技術・技能をお持ちの方を市内最高峰の匠、かわさきマイスターとして認定しております。

今年度は15名の方々からご応募があり、かわさきマイスター選考委員会において慎重な審議を行っていただきまして、本日、ご出席いただきました5名の方を平成30年度のかわさきマイスターに認定いたしました。

今年度の認定者5名を加え、合計で73職種、101名の方々が、かわさきマイスターの認定者となり、平成9年度の制度開始より22年目にしてマイスター認定者の人数がいよいよ100名の大台に乗ったところでございます。

マイスターに認定した方々の職種は様々でございますが、共通していることは、卓越した匠の技を保持されているだけでなく、自らの技術・技能の継承や、後継者の育成にも積極的に取り組まれているところがございます。

長年にわたる研鑽により、その道を極められ、後進の目標となられた皆様のご努力

に敬意を表するとともに、皆様の持つ匠の技が、次世代の「ものづくり」の発展にしっかりと生かされることを大いに期待しております。

それでは、5人の方々につきまして、五十音順にご紹介を申し上げます。

初めに、小金井義雄さんですが、職種は、左官職となります。小金井さんは、左官職の伝統的な工法を身に付けられた方で、中原区上丸子にある小金井左官工業所の代表をされておられます。洗い出し工法や研ぎ出し工法など、左官職の伝統的技術を数多くお持ちであり、住宅や学校などの一般的な建物に留まらず、古民家の修復など特殊な仕事も含め、多種多様な現場に対応できる方でございます。

続いて、蓮見正道さんでございます。職種は、美容師となります。蓮見さんは、美容技術全般にわたり高い水準の技術をお持ちであり、多摩区长尾にある美容室杏里の経営をされております。平成29年度は、神奈川県知事により卓越技能者として表彰を受けるほど高い美容技術もさることながら、後進の育成にも非常に尽力されておまして、美容師を育成する学校の校長や技能五輪出場者の技術指導なども行っている方であられます。

続いて、春山昭夫さんです。職種は、樹脂成形となります。春山さんは、温度や湿度の変化によって仕上がりが異なる塩化ビニールなどの素材を思い通りに成形する技術をお持ちで、中原区中丸子にある松栄産業株式会社で働かれています。ガスバーナーの火力や加熱時間を変えることによって、再加工の許されない素材の製品を完成させる技術をお持ちで、さらにその技術を後進にも伝えられておられる方です。

続きまして、丸山清吉さんですが、職種は、めっきとなります。丸山さんは、超小型の部品にめっきを施すことができる技術をご自身で開発された方で、川崎区浅野町にある栄光プレイング株式会社の取締役顧問でございます。超薄型や粉体状の微細な部品に対し、取引先が満足できる品質のめっきを施すことのできる技術をお持ちで、今後より微細化が進むめっき技術において、極めて先進的な技術を体得されておられる方でございます。

続いて、矢部功さんですが、職種は、製缶・溶接となります。矢部さんは、鉄道や宇宙関連などの大型の製品を完成させるための高い溶接技術をお持ちで、川崎区小田にある株式会社仙崎鐵工所で製造部のグループ長を務められておられます。製作する製品の図面を読み込み、金属の溶接作業の中で生じる寸法の変化などを想定しながら完成させる技術を持たれておられまして、現在はグループ長として、ご自身が体得されてきた技術を伝えておられる方でいらっしゃいます。

以上、皆様の職種は様々でございますけども、いずれもその分野で長年にわたる鍊

磨と精進を重ねられ、高度な技術・技能を身に付けられた方ばかりでございます。

本日、かわさきマイスターに認定された皆様には、今後ともすばらしい匠の技を生かし、市内最高峰の技術・技能職者として、引き続き「ものづくり都市川崎」を支えていただくようお願い申し上げます。私からのご紹介とさせていただきたいと思っております。

【司会】 ありがとうございます。

続きまして、今年度、かわさきマイスターに認定された皆様から一言ずつご挨拶をいただきます。平成30年度かわさきマイスターの皆様におかれましては、私のほうからお名前をお呼びいたしますので、演台にお進みいただき、ご挨拶をお願いします。

初めに、小金井義雄様、お願いいたします。

【小金井様】 私は、中原区で小金井左官工業所の代表をしています。父の跡を継いで、今40年ほどやっています。日本の古い全ての材料、漆喰とか研ぎ出し、洗い出し、伝統的な工法以外にも新しい工法、珪藻土、要するに新建材、そういうものもやっています。代表的なのは、田園調布の駅の第1回目の改修工事を、まだ18歳ぐらいの時におやじと一緒にやらせてもらいました。あと、話すとちょっと長くなるので、この辺で。今後ともよろしくお願いします。(拍手)

【司会】 どうもありがとうございました。

続きまして、蓮見正道様、よろしくをお願いいたします。

【蓮見様】 多摩区长尾で美容室「杏里」を経営しています、美容師の蓮見正道と申します。僕は2代目なんです。小さい頃、母の美容室経営をずっと見ていまして、残念ながら母が難病になりまして、続けられなくなりました。小さい頃から、ものづくりとか、人を喜ばせるとか、今になって、やっぱり好きだったんだなということを実感しております。今日、マイスターに認定させていただきまして、まだまだ自分では微力だと思いますけれども、今後もっと自分で勉強して、また、これから子供たちが目指す美容師さん、また、若い美容師さんに少しでも自分の得意な技術を伝えられたら幸せかなと思います。まだまだそれにおごらず、自分ももっと勉強して、若い子に自分の技術を少しでも伝えられたらうれしいと思います。

以上です。ちょっと緊張しました。済みません。ほんとうに微力なんですけれども、男性の美容師さんはやっと認識されてきたみたいですが、美容師として、最初の男性マイスターとして恥にならないように努力していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくをお願いいたします。(拍手)

【司会】 ありがとうございます。

続きまして、春山昭夫様、よろしくお願ひいたします。

【春山様】 春山昭夫と申します。よろしくお願ひします。

私は、松栄産業という会社で長い間、ここにありますように、塩ビの板から丸いタンクを作ってきました。ただ好きで、そして楽しんで長い間作ってきたものが、こうやってマイスターに選ばれたことを光栄に思っております。皆さん、ありがとうございました。

これを作ったのも、自分がただ好きでやったことですので、別に苦になるということもなく、何とかここまで作り上げたという、上達したということだけが私の取り柄だと思います。どうもありがとうございました。ここで失礼します。(拍手)

【司会】 ありがとうございました。

続きまして、丸山清吉様、よろしくお願ひいたします。

【丸山様】 丸山清吉と申します。

私は、年齢は今年で82歳になります。めっきは、昭和27年3月から今日まで約63年やっており、その内、自分で仕事を始めてちょうど今年で55年たちました。今、めっきという業界は、あくまでもお客さんから指定されたものを、指定のとおりめっきをつけるというのが基本的なことなんですけども、今、私どもがやっているのは、お客様に提案をして、めっきがただ被膜をするのではなくて、機能として働けるめっきということを考えています。その中身は、めっきの厚さというのは非常に微妙なものですから、先ほど市長さんにもお話ししたんですけれども、実際には、携帯電話で、皆さん、ブルブルと震えるのがありますね。半導体振動子というんですけれども、その製品が、今から10年くらい前は、3ミリの5ミリぐらいの大きさの箱だったんですね。今は、1ミリの0.8ミリの箱で、その箱の中に人工の水晶が入っていて、その蓋が、1ミリの0.8ミリの50ミクロンの板厚の材料なんです。その材料に0.55ミクロンから0.95ミクロンの間のめっきをつけるという、これは被膜を機能として使いたいために、そのめっき厚が微妙なんです。微妙なものというのは何かといいますと、私どもではなくてメーカーさんが製品をつくる時に、ビーム溶接をするときの温度が通常は1,200度ぐらいになるんだそうです。私どもがやっているめっきをすることで、800度で溶接ができると。その800度で溶接ができるために、素材の製品の不良が約20%減ったとお客さんもおっしゃる。そんな中で、私どもが今やっているのは、お客様とタイアップして提案をさせていただいて、ただお客さんが、このめっきはこうだよ、ああだよではなくて、私どもで持っているノウハウの中でお客様に提案をさせていただいて、ただ被膜をつくれればいいとか、薄けれ

ばいいんじゃないかと、何の機能でどういう使い方をするのかということをよくお客さんと話をし、それで仕事をやらせていただいています。そんなことで、仕事を始めさせていただいて今年で55年たちましたけども、私も90歳までは元気で仕事をやるつもりでおりますので、まだ若いつもりでおりますので、今後ともよろしくお願ひします。ありがとうございました。(拍手)

【司会】 ありがとうございます。

続きまして、矢部功様、よろしくお願ひいたします。

【矢部様】 矢部功です。本日は、マイスターを選ばれたことに対して感謝しております。鉄とアルミとステンレスの溶接を手掛けて、ここまでやってきました。オゾン発生器というのがありまして、浄水場の水をきれいにするのに使うような機械らしいんですけど、それを下請けとしてこなしてまいりました。これからも、もう少し、できるだけ頑張れるようにしますので、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。(拍手)

【司会】 ありがとうございます。

なお、かわさきマイスター認定証の授与につきましては、長く同一職業に従事し、市民生活に功績があり、他の模範となる優れた技術・技能職者を表彰する、川崎市技能功労者等表彰式と合同で、あさって11月21日水曜日、午後2時から、川崎市立労働会館大ホールにおいて開催いたします。

それでは、ここで質疑応答に移りますが、質疑の進行につきましては、幹事社様、よろしくお願ひいたします。

【幹事社】 お願いします。まず、福田市長にお伺ひします。かわさきマイスターが22年目にして100人の大台に乗るといったことなんですけども、100人の大台に乗ったという所感を教えてもらっていいですか。

【市長】 今日の5名の皆様を見てもおわかりのとおり、市内最高峰の匠の技と、世界中に誇れる技術を持っておられる方が、この川崎市内にこれだけいるというのは、まさにものづくりのまち川崎を象徴できていると思いますし、数少ない中で100名を22年間で出してきたというのは、本当に川崎市の宝だと思います。

【幹事社】 どの方も個性あふれる人だと思うんですけども、その中でも気になっているところは何かありますか。

【市長】 皆さん、それぞれ職種が違うので。先ほどの丸山さんがめっきの話をされましたけども、まさか自分たちが毎日使っている携帯電話に、超薄型の被膜的な機能を持っためっきが使われているというのは、正直、全く認識がなかったんですけ

れども、このように、私たちの日常生活に深く匠の技術が生かされているということを知って、本当に素晴らしいなと思います。こういうものを、大人たちもびっくりですけれど、子供たちにも見せてあげたいなと思います。

【幹事社】 ありがとうございます。あと、受賞者の方に何点か質問させてもらいます。まず蓮見さん、美容室の名前が杏里というお名前で、これって例えばお母さんの名前とか。

【蓮見様】 いや、全然違うんですよ。母親の代はヒカリ美容室といたしまして、ちょうどオリンピックが日本で開催された時期にずっとやっていたんですけども、母親に対抗というんじゃないですけど、名前を変えて自分で挑戦してみたかったので、全部名前を変えて。ところが、もう小さいころから母親の仕事を見て育っているので、近所のおばちゃんなんか、まあちゃん、まあちゃんって来てくれ、すぐわかっちゃって。母親がいろいろな形で全国で活躍していたので、その時も、全国に僕が出ていた時には名前を隠していたんです。でも、いつの間にか母親の名前でわかるようになりまして、もう隠しきれなくなって、甘えて。杏里というのは、写真とか好きなので、象形文字とかでいうと杏の杏に里なんですけど、杏の里とか、杏の花とかが好きなので、そこからいただきました。

【幹事社】 先ほどおっしゃっていましたが、最初の男性マイスターとしてということは、美容師では男性初と。

【蓮見様】 そうですね。僕もそんな認識なかったんですけども、ちょっと調べさせていただいたら、僕の諸先輩がみんなマイスターをいただいているんですけども、男性ではないというのを初めて知りまして、ちょっと重いかなという感じです。男性でも、この世界もある程度、女性ばかりではなく、均等にいらしていただけるお客様もいらっしゃるので、光栄に思っております。

【幹事社】 男性、初めてというのは、間違いないんですか。

【市長】 美容師さんは男性の方がいらっしゃいますが、美容師さんでは初めてです。

【幹事社】 済みません、あと最後に小金井さん。先ほど、田園調布駅の1回目の改修工事を18歳の時にお父さんと一緒にやられたということをおっしゃっていましたが、その後、他にそういった改修とか、思い出に残っているような事案があれば1つ教えて欲しいんですけども、何かないですか。

【小金井様】 横浜で動く歩道とかができた、万博ですか。あの時に、桜木町の歩道の土台とか。機械が精密だと言われて、平らにしようということで、これをやったり、あと、マリントワーの根元の公園を、あれは1人でやりましたね。会社のほうで人が

いないと言われて、お前、1人でやれと。(笑)

【幹事社】 すごい、何か時代を感じさせるような。(笑) ありがとうございます。

【幹事社】 春山さんに伺いたいんですけども、若い方への技術の継承で苦勞されていることとかございますか。

【春山様】 今、私の継承者は2人いらっしゃるんですが、その人は、ほかの仕事も一緒にやっているんですね。私に、いつもついていていけないので、今、覚えてたというところです。この仕事も、もうある程度できることはできるんです。ですが、最後の締めといいますか、そのところがまだ不足のところがありまして、これからだと思います。

【幹事社】 ありがとうございます。

【幹事社】 それでは各社さん、お願いいたします。いかがでしょうか。

【司会】 よろしいでしょうか。質疑のほうはこれで終了させていただきまして、最後に写真撮影のお時間とさせていただきます。認定者の皆様と市長におかれましては、今、椅子を準備しますので、前のほうにお集まりください。

各社様、よろしくお願いいたします。

(写真撮影)

【司会】 では、写真撮影は大丈夫でしょうか。ありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年度かわさきマイスター認定者の発表について終了いたします。

ここで、かわさきマイスターの皆様はご退室となります。マイスターの皆様、どうもありがとうございました。

《平成30年第4回川崎市議会定例会議案について》

【司会】 それでは、次の議題の「平成30年第4回川崎市議会定例会議案について」、市長からご説明いたします。

市長、よろしくお願いいたします。

【市長】 それでは、平成30年第4回市議会定例会の準備が整い、11月26日月曜日招集ということで、本日告示をいたしました。

今定例会に提出を予定しております議案は、条例14件、事件21件、補正予算3件、報告1件でございます。

今議会の主な議案といたしまして、初めに、議案第159号は「川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

動物愛護センターは、社会情勢の変化によりまして、動物愛護と適正な取扱いに関する普及啓発の拠点としての機能が求められておりますが、現在、高津区蟹ヶ谷にございます同センターは築44年が経過し、施設や設備の老朽化、狭あい化等により、その役割を十分に発揮し難い状況となっていたことから、中原区上平間に移転して整備を行い、平成31年2月に開設するとともに、業務の拡充を図ることから改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、同センターを移転するもの、同センターに収容した犬及び猫について、譲渡のために、依頼の有無にかかわらず不妊手術を行うこととするなど、不妊手術を行う犬及び猫の範囲を拡大するもの、譲渡を促進するため、譲渡する犬及び猫の不妊手術を無料とするものでございます。

次に、議案第166号は「川崎市墓地条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。本市の市営霊園におきましては、墓所の無縁化の進行が懸念されており、また、墓所の承継の不安が大きくなっておりますことから、個人での管理が不要で、承継の必要がない合葬型墓所を、緑ヶ丘霊園内に新設することから改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、合葬型墓所を新設し、その供用を平成31年度から開始するに当たり、使用料等を条例に定めるとともに、市営霊園の既存墓所の利用者が、利用場所を返還し合葬型墓所に改葬する場合には使用料を徴収しないこととするものでございます。

次に、議案第167号は「川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例について」でございます。

近年、国により、道路占用許可の特例制度の創設や屋外広告物条例ガイドラインの改正が行われ、公共空間を活用した広告掲出の取組が広がっております。

こうしたことから、本市におきましても、広告物の表示等が地域のにぎわいを創出する取組や公共施設の維持管理に資するものであることなど、公益上の理由があると認めるときは、川崎市屋外広告物審議会での審議を経た上で、屋外広告物の表示等が禁止されている地域や物件でも広告掲出が可能となるよう規制緩和を図るため、改正を行うものでございます。

次議案第191号、第192号及び議案第194号は、補正予算でございます。

このうち、一般会計の補正予算の主な内容といたしましては、初めに、最近の風疹の流行状況を踏まえ、翌年以降のさらなる流行を抑制するための緊急対策といたしまして、風疹対策事業の対象者を国に先駆けて拡大するとともに、広く啓発し、風疹の

予防と先天性風疹症候群の発生防止に向けた取組を強化してまいります。

また、誰もが利用しやすい交通手段の一層の普及促進に向けまして、市内タクシー事業者におけるユニバーサルデザインタクシーの導入の加速化を図ってまいります。

これらを含め、一般会計の補正予算は6事業、7億4,000万円余でございますが、風疹対策事業につきましては、急ぎ取組を進める必要がありますことから、「その1」補正といたしまして、先行議決をお願いするものでございます。

次に、特別会計の補正予算は、生田緑地ゴルフ場事業会計で、台風第24号による被害の復旧を行うもので、補正額は6,000万円でございます。

いずれの議案につきましても、川崎市政にとって重要なものばかりでございます。議会の皆様とは真しに議論させていただき、両輪となって市政を運営してまいりたいと考えております。私からは以上です。

【司会】 それでは、ここで質疑応答に移りますが、質疑の進行につきましては、引き続き幹事社様、よろしく願いいたします。

【幹事社】 補正予算案の中で、子ども・若者応援基金が順調に寄附が伸びていて、増額するということがありますけども、市長が去年、市長選で公約に掲げられて、早速実行に移されて、順調に寄附が伸びているということに対してのご所感を一つお聞かせ願いたいのと、わりと大口の寄附の方が多いと思うんですけども、これをさらに広く、小口の方の皆さんから寄附を募ってもらうような方策には、周知が必要だと思うんですけども、お考えがありましたらお願いいたします。

【市長】 現在、合計で1億7,000万円（見込みも含めて）が基金のほうに集まっております。そのうち1億4,000万円が寄附という形になっております。趣旨に賛同していただいたこと、本当に感謝申し上げたいと思います。

今年度の事業は、まさに厳しい状況にある子供たちへの取組ということで進めておりますけれども、今後、基金にふさわしい事業をやるに従って、なるほど、こういう使われ方がされるのであれば、ぜひ私も寄附をしてみようという方がより出てくるのではないかなど。現在のところは、今やっている事業に対し、あるいは考え方そのものに賛同するということだと思っておりますので、そういった意味で、今後、事業がより目に見える形になっていくことによって、少額の方も、あるいは大口の方も、個人も出てくるのではないかなど期待はしております。

【幹事社】 ありがとうございます。

本日なんですけども、市長は来年度中の成立を目指したいというふうにおっしゃっている差別撤廃条例に関して、市民の方々が罰則を含めた内容にしてほしいという趣

旨の署名を出されたそうなんですけれども、去年の10月ぐらいの市長会見のときに、議会と意見交換の場を設けていきたいというお話をされていたと思うんですが、今後、議会との意見交換の具体的なやり方とか、ご予定みたいなものが、現段階でお話できることがありましたら教えていただければと思います。

【市長】 ちょっと日時は正確には失念しておりますが、近日中だったと思います。議会の各会派に対して、私どもが今考えている方向性というか、基本的な考え方は、勉強会を開催させていただく機会をお願いしていて、各会派のご了解もいただいていると理解をしております。

【幹事社】 投げ掛けて、今後具体的に各会派と市長がお話されるという。

【市長】 まず私がというよりも、事務方のほうで考え方やこういう構成で考えているという、第1弾のものを議会の皆さんと共有させていただくということになっております。

【幹事社】 ありがとうございます。

【幹事社】 今に関連してなんですけれども、今、勉強会を開催して、そういった方向性なりを検討していきたいとおっしゃいましたが、勉強会というのは、川崎市だけでなく、ほかの自治体、例えば世田谷区でも同じような条例が制定されましたけれども、そういったところのお話とかも伺った上で、そういった方向性も議論してきたんですか。

【市長】 議会とですか。

【幹事社】 はい、議会と。

【市長】 議会との勉強会は、これからの話でありますので。ただ、私どもの担当のところは、他の自治体の事例というのはしっかり勉強、研究させていただいております。

【幹事社】 具体的に、どのような感じで参考にしているとか、取り入れていきたいなというふうにお考えですか。

【市長】 参考情報としていただいているということで、特にどこの自治体の何がということではございません。

【幹事社】 わかりました。ありがとうございます。もう1点、今回、風疹対策で、補正予算に入れたというのは、市長としても、これは喫緊の課題として取り組まないといけないという背景で、このように盛り込んだものというふうにご考えて大丈夫ですか。

【市長】 私どものところには、一度ご説明させていただいたと思いますけど、国の

感染症をリードする岡部医師が（健康安全研究所の）所長でもありますので、こういった危機感というものがダイレクトに伝わってきます。そういう意味では、今、対策をしっかり打っておかないと、今期のみならず来年度への影響がかなり出てくること予測されているので、先手先手な取組を行うということでございます。

【幹事社】 ありがとうございます。最後に、お墓の墓地条例についてなんですけれども、こちら、事前レクするときにもお話させてもらったんですけども、10万円払えば、以降、一切費用がかからずということだったり、かなり一般的には安いのかなと思うんですけども、このような金額に設定したという背景というのを教えてもらってよろしいですか。

【市長】 他都市も参考にさせていただいておりますけども、ただ、私どもも初めてのケースなので、今回こういう額に設定させていただいたということで、かなりニーズは高いのではないかなと見ております。

【幹事社】 このタイプの、いわゆるお墓ではなく、納骨、保存するというケースは、お墓を持つという意識が、若い世代になるとどんどん希薄になっていくと思うんですね。そうした中で非常に時代に合ったものかなと考えているんですけども、そこら辺は、市長はいかがですか。

【市長】 これまでも定期的に、墓地に対する考え方の市民アンケートを行っておりますが、この10年ぐらいでお墓に対する考え方が、ある意味劇的に変わってきております。そういった意味で、こういった合葬型というものが時代背景として非常に求められていると。それから、無縁化してしまうという不安というのが、若い人というよりも、むしろ高年齢層の、まさに自分のお墓のことを、そう遠くない将来のことを考えて不安に思っておられる方がものすごく多いという意味においては、こういった取組は効果を期待しているというか、市民の皆さんのニーズに沿ったものになるのではないかなと思っております。

【幹事社】 来年の4月以降に内覧会も予定されているみたいなことも伺ったんですけども、そこを通していろんな人に見てもらいたいと、そういった感じですか。

【市長】 そうですね。

【幹事社】 わかりました。幹事社からは以上です。何かありましたら、お願いします。

【記者】 議案のことからお伺いします。広告の規制緩和の件でお伺いします。市長の生のお言葉でこの狙いとかをお伺いしたいのですが、私、ちょっと概要がわからない中で思うに、規制緩和なんかしないほうがいいのではないかなと、お金よりも、も

うちよつとさっぱり風景のほうがいいんじゃないかなと思ったりもします。狙いなり、思いなり、いやいや、そんなことはないよというのがおありであれば、教えてください。

【市長】 これまでも、例えば今回新しくなった北口自由通路のところにも広告を入れて、その広告収入を維持管理に活用していくということもやってきました。ああいうのは、現状の禁止区域に加わっていないものですからできたわけです。禁止されているエリアであっても、一定のものであれば使えるのではないかなという思いでの取組でありますけれども、やってみていくということは大切かなと。(屋外広告物審議会に加え)景観審議会にもご意見も伺っていくということになると思いますが、しっかりと景観を維持しながら、こういった広告でもって(維持費用を)捻出していくという取組は、これからますます大事になってくると思っています。

【幹事社】 わかりました。あともう1点、教えてください。先ほど幹事社さんの質問で、いわゆる差別禁止条例に関して、数日以内に議会の各会派に骨格のようなものを提示すると。いろいろ事務方が勉強される中で、何か構成が変わったりとか、新たなものが付随しているかもしれません。現時点でどのような骨格のもの、最新のもので何か新たな情報なり骨格がありましたら教えてください。

【市長】 現時点で、まだ、これこれこうなっているという形でお示しできるものはないかなと思っています。全てがまとまっているような形ではない、勉強会の第1弾、ファーストステップですので、まず第1段階の情報提供だと思っています。

【記者】 向かい方としましては、いわゆる差別全般を規制する条例ということで、変動はないということでしょうか。

【市長】 はい、変更ございません。

【記者】 わかりました。ありがとうございます。

【幹事社】 いかがでしょうか。どうぞ。

【記者】 お墓の関係なんですけれども、質問がかぶってしまうんですが、改めてニーズが高いということがあったんですけれども、政令市の中だと川崎市さんは遅かったんじゃないかというお話を、この間の事前レクでお伺いまして、新たためて市民の期待の高さと、今後どういうふうにニーズに応えていきたいなという所感がありましたら、お伺いたいんですが。

【市長】 今回の取組がしっかりと市民ニーズに合ったものになると思って提案させていただいておりますので、先ほどもお答えしましたが、内覧会などを通じて、広

く周知をしていきたいな思っています。こういう選択肢があるんだということを、ちゃんとお伝えしていく必要があると思っていますので、そのあたりをしっかりとやっていきたいと思えます。

【記者】 その選択肢があるんだということは、無縁化が進んで、特に高齢層の方が不安になっているという、その不安を解消する選択肢ということですか。

【市長】 ということです。今、既存の墓所を持っておられる方でも、維持管理がなかなか難しいと思っておられる方が、今のところを墓じまいして、合葬型のほうに移されるというケースも相当出てくるのではないかと。潜在的な需要としては相当あると思えます。そういう方たちにも、しっかりとお伝えしていかなければならないと思えます。

【記者】 ありがとうございます。

【記者】 済みません、広告物の条例のことでちょっとお伺いしたくて、社会実験をやるからこういうふうに変更をしなければいけないということなのか、順番としてはどっちが先なんですか。

【司会】 所管課のほうから説明いたします。

【建設緑政局路政課長】 建設緑政局路政課でございます。今回、条例改正に当たっては、国のガイドラインの改正ですとか占用制度の改正がありまして、川崎市でも公共空間の有効活用ということで取組を進めるものでございますけれども、本市の第2期実施計画の中でも、川崎駅周辺の取組ということで、社会実験という形で位置づけておりますので、社会実験のほうも進めていくための条例改正にもなっております。

【記者】 社会実験をやるために条例改正をするということなんですか。

【市長】 社会実験もやるんですけども、基本的にはこれをしっかりと改正して、禁止区域だったところも緩和していくという取組です。それを実際にやるに当たって、まず実証実験をやっていくということです。

【記者】 というのが、私も北口通路がオープンしたときに、ラゾーナのデッキのところで、たしかそのときも、あそこに広告をつくるための整備が云々みたいな話をちょっと聞いたような気がしていて、なかなかできないなと思ったら、今度、ここで社会実験をやるのかというふうに、どういう順番でこういう話になったのかなというのが私もよくわからないなと。規制緩和というのは、慎重にも慎重で判断したもの、要するに規制というのは理由があって規制しているわけなので。これを見ると、社会実験をやるための改正なのかなというふうな見え方が、説明を見るとしたので、どう

いうつもりなのかなと。

【市長】 今回の禁止されているところを一部緩和するのは、あくまでも公益上、必要と認められるところに限定していますので、やたらめったら広告を出していいよという話ではございません。

【記者】 わかりました。済みません、あと基金のことなんですけど、年間の見通しよりも大口の寄附が2件あったということもあって、当初の見込みよりも大幅に寄附額が多いわけなんですけど、当初の見込みよりも寄附がたくさん来ていることについて、市長は現状をどういうふうに受け止めておられるか。

【市長】 正直、これだけ多額のご寄附が集まるのはうれしいことですが、そんなに想定していたかということ、そうではなかったもので、想定以上のご寄附をいただいて、大変ありがたく思っています。

【記者】 なぜこんなに来るといふふうに思いますか。

【市長】 それぞれ、個人個人によって思いが違うので、本当に子どもたちのためにお金を使ってほしいということで、特に使途を限定してということではなかったです。いろんな背景や思いがあると思うので、まさに個人個人によって全然違うと。ただ、未来の子どもたちという思いというのは、皆さん言われることなので、基金の趣旨にはご賛同いただいているなという意味で、ありがたく思います。

【記者】 済みません、重ねてで。先週、ガイドラインの検証報告書でしたか、これは、こうこうこういう理由で検証しましょうということ、市長からの発案で検証して報告書を出したと、そういう理解でいいのでしょうか。

【市長】 そうですね。あれが適正だったのかというのは、しっかりとやろうということで、検証を指示したのは私です。

【記者】 なぜ検証をするのかということを見ると、初めての適用事例だったからという説明なんですけど、それはそういう理解でいいのでしょうか。

【市長】 そうです。

【司会】 また後ほど時間を取りますので、申し訳ございませんが、今は議案に関することだけでよろしく願いいたします。

【記者】 議案だけで、わかりました。

【記者】 じゃ、後ほど。

【幹事社】 議案に関しては、何かほかにありますか。

【司会】 よろしいですか。それでは、本議案につきましては終了といたします。ここで関係理事者は退席させていただきます。

《ヘイトスピーチ関連について》

【司会】 それでは、続きまして、市政一般に関する質疑応答になります。

進行につきましては、引き続き幹事社様、よろしくお願いいたします。

【幹事社】 今から市政一般で。

【記者】 済みません、引き続きで。検証というのが初めてであるから、ガイドラインは初めから100%の状態で運用できるとは限らないし、その都度、その都度、どうするのが正しいやり方なのかというのを今後もずっと検証して、正すべきところは正していく、そういうスタンスなんですか。

【市長】 そういう意味での検証作業ですので、何か問題があるのであれば、検証していくということになると思います。

【記者】 ちょっと内容のことなんですけど、全般的に見ると、市の考え方、ガイドラインを運用するに当たっての対応だとか考え方というのは基本的に適切だった、妥当だったという文言が並んでいると思います。その中でも、会見でも以前に出た、市長も不適切な発言という表現をされましたけれども、そういう発言が結果的に出ることになりました。対応として全く問題なかったけれども、結果的にそういう発言が出たという、結局、まずかったのか、まずくなかったのか、私の理解が足りないのか、よくわからなくて、結果的にそういう表現が出るような集会になったという結果責任というか、結果についてどういうふうを受け止めておられるのか、改めて伺ってもいいですか。

【市長】 ガイドラインが適切に運用されたのかといたら、適切にされたと思います。これまで申しているとおり、実際に混乱があったことは事実ですし、このことはしっかりと受け止めていかなければいけないと思っています。ですから、今後、運用面でどうやって見直していくかということは、これからも絶えず考えていかなければならないことだと思っています。

【記者】 済みません、そこがわからないところで、適切に運用したけれども、結果的に問題がある事象が起きたのであれば、それは運用が適切だと言えるのかという、その根拠が私、ちょっとよくわからなくて。

【市長】 そもそも、ガイドラインの趣旨というのが、繰り返しここで申し上げているとおりなんですけども、いわゆる起こった事象というものの、ですから、法律だとか条例だとか、あるいはガイドラインにのっとってしっかりと運用していくということが私たちの責務でありますけども、これにおいても事象は発生したということ、不適

切な言動があったり、あるいは混乱が起きたりしたことは事実なので、その話とガイドラインが適切に運用されたということの事実と、現実にあったことというのは、何ていうんですかね、どういう表現が正しいのかあれですけども、事象が起こったからガイドラインは適切に運用されなかったんだということではありませんということですね、逆を返すと。

【記者】 とすると、適切な運用をされ続けていても、こういう不適切な言動や混乱が起き続けることを認めるようにも受け取れるんです、意地悪な言い方をすると。

【市長】 要は、ガイドラインで全てのことを防止できるかということではないと思います。

【記者】 ただ、ガイドラインの趣旨としては、条例に先駆けて先行してやったというのは、ある意味では、緊急性をもって、被害の未然防止という立場に立ってガイドラインを制定されたという認識で私はいたんですが、そうではないということでしょうか。

【市長】 そもそもガイドラインができた経過は、この場でも何度も申し上げているとおり、公園使用を不許可にしたところから端を発しています。この執行権の濫用をまずしっかりと防ぐ、それを第三者機関なり、もし不利益処分を行う場合に、それをしっかりと運用しなければならないのでガイドラインをつくったということですから、そのところが毎度毎度戻ってきて、ガイドラインの目的がミスリードされているのではないかなとは思いますが。

【記者】 なるほど。今、ミスリードという表現をされましたけれども、全国でも珍しいというか、全国に先駆けて事前規制を可能にする内容という意味で、そこは市長も、慎重な判断というものをいかに担保するかということに心砕かれたことは伺っていますが、ある種のそういう対応を求めてきた市民団体の方にとっての期待値もかなり高かったのかなと。そこに今、現状、ギャップがあるのかなという印象もあってですね。

【市長】 そういう意味では、毎回こうなんですけども、もう1回、最初のところから、どういう積み上げで議論をやってきたのかがなかなか伝わらずに、うまく理解がされていないなと個人的には思っています。ですから、何度やっても、もとの議論から始めなければならないところに、ややもどかしさを感じる部分はあります。

【記者】 わかりました。ありがとうございます。

【幹事社】 済みません、よろしいですか。今、理解されない、ややもどかしいというふうにおっしゃいましたけども、ガイドラインのそもそもの施策、策定というのが

拙速だったんじゃないかというふうにも受け取れるんですけども、それはいかがでしょうか。

【市長】 いや、全く思っておりませんが、その質問の趣旨はどういうことでしょうか。

【幹事社】 やはりこういった話になるたびに、一から説明しないとだめだと、今、市長はおっしゃったじゃないですか。それって、やはり伝わってないと思うんです。

【市長】 ちょっと待ってください。ガイドラインのことは、質問されるほうとしては、ご理解いただいているという理解でよろしいでしょうか。

【幹事社】 そもそも毎回、許可が前提というところで、そこからお話がぐたぐたとなるようなことが毎回起きているんですけども、それは、そもそもこのガイドラインは許可が前提というところから始まるということでもよろしいのでしょうか。

【市長】 まず、公の施設は何人たりともですけども、許可前提であることは間違いありません。ですから、理解をされていないんだったらもう1回繰り返し、一からご説明申し上げますが、かみ合わない質疑をしてもしょうがないので。

【幹事社】 あと、今、市長がおっしゃるガイドラインをつくられた、もちろん市としてつくる目的というのは、そもそも住民の施設利用に関するところがスタートというふうにおっしゃっていましたが、市長がこのガイドラインをつくらないとだめと思った背景だったり、必要性というのはどのようなところにあるかというのを教えてもらっていいですか。

【市長】 もう1回繰り返しになりますが、公の施設の使用は、許可前提であることは間違いなく、これは繰り返しております。前回、公園での集会になりますと、公の施設でありますけれども、不特定多数の方たちが対象になるということになると。市民の尊厳、あるいは安全、こういったものを勘案したときに、不許可と、使用を許可しないという、ある意味、異例の措置に出たわけです。こういったことが、いわゆる執行権者の権力の濫用になりかねないという恐れがある。ですから、こういうものは常に危険性をはらんでいるので、例えば市長が、ある団体は許可する、許可しないというふうに濫用し始めると大変なことになりますよねと、だからガイドラインというものをつくってということ、繰り返し申し上げてきております。そこはご理解いただけますでしょうか。

【幹事社】 済みません。次に、今回、例の時局講演会の検証報告書の中身で、ゴキブリだったり、そういった不適切な言葉があったということは認めています。これらは、厳密にはヘイトスピーチには当たらないのでしょうか。

【市長】 法務省が出しているガイドラインというんでしょうか、その中で、用語だけをもってとれば当たる可能性というのはあります。ただ、そこにはやはり注意書きがしっかりあって、その背景だとか、その前後だとか全てをとらまえた上で判断するということを言っていて、これ言った瞬間にヘイトスピーチですということではなく、全体のを勘案して判断しなければならないとなっているので、その質問にはっきり断定するのは非常に難しいと思います。

一方で、繰り返し申し上げておりますが、極めて不適切だと思っております。主催団体からも、あの発言は不適切だったということで、私宛てに文書が届いております。

【幹事社】 その文書というのは、手紙として届いたんですか。

【市長】 申入書という形だったでしょうか、文書が届いています。

【幹事社】 いつごろ届きましたか。

【市長】 ちょっと日付は、後ほど確認させていただきます。

【幹事社】 かしこまりました。今おっしゃられた平成27年度法務省委託調査研究事業として公益財団法人人権教育啓発推進センターが公表したヘイトスピーチに関する実態調査報告書に照らし合わせてというような考えですか。

【市長】 そうですね。

【幹事社】 わかりました。ありがとうございます。

【記者】 そのガイドラインのことで確認ですが、そのガイドラインをつくったときの法的な根拠として、ヘイトスピーチ解消法を基本的な根拠にしてつくられた制度だということでもよろしいですね。ガイドラインの制定に当たっては、法的な根拠になっているものが、その1つがヘイトスピーチ解消法であって、その趣旨には、行政はヘイトスピーチの根絶をするための施策を講じていかなければいけないということが書いていますよね。それが1つの根拠になっているということでもよろしいですか。

【市長】 私が判断、使用を許可しなかった、不許可にしたというのは、まさにヘイトスピーチ解消法の趣旨というものに従って判断をくださったということです。そのことについて、繰り返し申し上げておりますが、恣意的な判断になってはならないということで、ガイドラインを作成したということです。

【記者】 その恣意的な権力の濫用にならないようにということと、もちろんそれを理解していますけども、それとともに、ヘイトスピーチの可能性のある、2つの言動要件と迷惑要件というものを満たしている場合については不許可にできるわけですから、ヘイトスピーチの根絶のための施策として位置づけられるものであるということでも、そういう理解でもよろしいですね。

【市長】 もう一度言っていただいてもいいですか。

【記者】 そのガイドラインというものが、ヘイトスピーチを公的施設で行わせないための施策のうちの1つだというふうに、判断基準のあり方として示した選択ですね。

【市長】 ちょっと順序が逆なんですけども、不許可、使用できないという不利益な処分をするに当たって、それを濫用しないために行政が不許可と判断をした場合には不利益処分になるので、第三者委員会に諮るというフローが始まりますよという、そういうガイドラインですね。

【記者】 もちろん第三者委員会の運用のあり方についてはそうですね、そもそも判断の仕方があるじゃないですか。情報収集をしたり、活動している団体の性格であったり、情報発信の仕方というものをチェックするわけですよね。その目的は、ヘイトスピーチが起こらないためにチェックをしていくということで、そういう理解でよろしいですよね。

【市長】 まず、いわゆるヘイトスピーチ解消法で、各自治体求められているものというのがありますから、その取組の1つで情報収集もするという取組をやっています。そういう法律に基づいてということはやっています。

【記者】 法律の趣旨に基づいてということによろしいですか。

【市長】 はい。

【記者】 今のガイドラインの検証結果についてお伺いします。担当部局の方も、市長も先ほど運用の改善についてのことをおっしゃっていましたが、どう改善していくのかが曖昧模糊としていて、市長がどう運用改善したいのか、済みません、同じことをお伺いするんですかね。意気込みといいますか、今後の方針を教えてくださいませんか。

【市長】 少なくとも、前回、ガイドラインは適切に運用されていたとしても、繰り返しになりますが、あのような混乱が起こったということは非常に遺憾なことです。ですから、そういうことが起こらないような策というものを講じていかなければならないなと思っています。

【記者】 あの検証結果では、いわゆる県警への警備依頼のことも一部言及されましたけれども、そういう事象が起こらないということも運用の1つとして改善していくという、警備に関しての運用改善も必要だということになるんですか。

【市長】 それもありますね。運用改善というのか、安全性を確保しなければならないので、前回のような状況というのは、ある意味、市民に非常に危険な状態になって

いますので、そういうことがないようにしなければならないと思っています。そういった意味では、警備は取り組んでいかないといけないなと思っております。

【記者】 わかりました。

【記者】 同じくガイドラインで、今、他社さんがおっしゃったんですが、この検証報告書の課題として、主催団体の中にある第三者の情報をどう今回捉えるか、市当局としても課題として残ったというふうに明言されていたんですけども、実際にそうやって今回わかって洗い出された課題を、どういうふうに今後クリアしていこうとお考えになっていますか。

【市長】 まさに、今申し上げたような取組のほか、やらなければならないことがあると思っていますので、今後の検討の中でしていきたいと思っています。

【記者】 具体的な案というか、こういうふうにやっていきたい、こういうタイムスケジュールでやっていきたいという、実際に12月2日にもう迫っているものがあるんですけども、それに向けて時間がないかなと思うんですけど、今回、改善すべき点を12月2日にどう生かして変えていこうというふうに考えていらっしゃるでしょうか。

【市長】 今、方策については検討しているところです。

【幹事社】 関連してなんですけども、12月2日に向けて改善できるところはしていきたいという市の方向は、それはもう持っているという認識で大丈夫ですか。

【市長】 改善していきたいというのは。

【幹事社】 12月2日の、教文（教育文化会館）であると思うんですけども、そこに向けて改善できるところはして、そのガイドラインに生かしていきたいというようなお考えですか。

【市長】 ガイドラインに生かしていくというよりも、そのような事象が起こらないように取り組むべきことというのはまだあるのではないかと考えていますので。

【幹事社】 ガイドライン問わず、もう改善できるところはしていくということですか。

【市長】 ガイドラインは、これまでも適切に運用してきましたし、これからも適切に運用していきます。その中で、繰り返しになりますけれども、ああいう混乱の事象が起こったということは事実でありますので、そういったことが起こらないような対応をやっていくということです。

【記者】 先ほどお話がありましたけど、今日、ヘイトスピーチを許さないという市民団体の方が市長宛てに要望書、ガイドラインの見直しと罰則の強化、また、12月2日の施設の利用を許さない、許可しないようにという話がありましたけど、市長は

どのように受け止めますか。

【市長】 今日、お見えになるということは聞いてはいますが、内容についてはまだ確認しておりませんので。

【記者】 12月2日に関しては、施設の利用は許可する方向でしょうか。

【市長】 基本的には、これまで申し上げているとおり、許可前提であります。

【記者】 許可前提で、事象が起きないということに全力を尽くすということですか。

【市長】 許可するか、許可しないかというのは、その施設の鍵を渡すまで、前回同様でありますけども、検証をやっていくと。言動だとか、そういったものを注視していくということには変わりありませんので、最終的にどうしていくのかというのを今後判断していきたいと思います。

【記者】 最終的には、いつごろ判断するんですか。12月2日まで、もうあと2週間ほどしかありませんが。

【市長】 まだ決めておりません。

【記者】 済みません、初めて参加させていただきます。先ほど、市長は、混乱が起きたこと、そういう事象が起きないように今後検証していくということですが、

【市長】 検証していくというか、取り組んでいくということですね。

【記者】 取り組んでいくと。混乱というと、主催者側も、抗議したカウンター側も、どちらも悪かったというように聞こえてしまうんですけれども、カウンター側はずっと不許可にしないとこういうことが起きるといふなことを、ずっと申し入れをしていたはずで、今回も、不許可にしないと、やっぱりああいう混乱は起きてしまうだろうと想像できるんですけれども、その場合、不許可に向けた検討という取組が必要なんじゃないかと思うんですけれども、混乱について、市長はどういうふうに認識されていますでしょうか。

【市長】 まず、何人たりとも集会を行うとか、そういった権利というのはあります。それを侵害するというのは、大変な不利益なことになります。その人権を守りながら対応していくということになりますので、非常に難しい対応になると思います。ですから、ある意味、抗議して混乱を、例えばA団体が主催する、Bというのが反対者だとして、Bが騒いで混乱すれば、Aの団体というのは、どんな思想信条を持っていても中止にせざるを得ないというのは、これは大変危険な判断になると思います。

【幹事社】 済みません。先ほど市長が、前回の実行委員会の際の主催者の団体から、あの発言は不適切だったという趣旨の文書が届いたということですが、その文書には、例えば今後そういったことは私たちは発言しませんとか、そういったこと

には触れられていたんでしょうか。

【市長】 触れられておりました。

【幹事社】 触れられていた。

【市長】 はい。そういった発言があった場合には、表現が曖昧ではいけませんので、たしか退室をさせるとかというような表現だったように私は記憶しておりますが、そのようなことが書かれておりました。ですから、主催者自らが不適切な発言だったということを認めているということです。

【幹事社】 先ほど市長は、施設の鍵を渡すまで様々な情報を収集して判断していきたいということですけども、今後、その情報収集にもよるんでしょうけども、向こうが出してきた文書というのは、1つの判断材料にはなり得るんでしょうか。

【市長】 全ての情報は判断材料になると考えております。

【記者】 先ほどの質問で、今日出された要望書ですとか書面をまだ見ていないという、確認をしていないということだったんですけれども、今後確認をされたら、中身について検討するという事でよろしいですか。

【市長】 中身について検討する。

【記者】 中身を、例えば要望を受けたので、その要望について、その要望に応えるか応えないかということになると思うんですけども。

【市長】 その内容を見たいと思いますが、いずれにしても、中身は確認させていただきます。

【記者】 確認と。

【市長】 はい。

【記者】 済みません。先ほど集会を開く自由というふうな、それが人権だというふうなことをおっしゃいました。それはそうだと思いますが、その一方で、ヘイトスピーチと表現の自由、あるいは集会の自由をめぐっては、ヘイトスピーチについては、表現の自由の濫用であり、憲法で保護するものではないというふうな司法の判断も多数これまで重ねられてきています。実際に、今、瀬戸氏たちの集会をめぐって起きていることは、既に予告をした段階で、彼のブログには、ヘイトスピーチのコメントがたくさん書き加えられていて、それは何を意味するかというと、この前も説明しましたが、既に差別があおられている状況で、それが拡散して、人権侵害が既に起きている状況だと思うんですね。そのために市として、そういった人権侵害をこれから起きないようにするというふうに言いましたけども、今現在起きている、継続している人権侵害を防ぐために、それこそヘイトスピーチ解消法もそうですけども、そうい

ったものにとっって、市の責務として、施策として防ぐことが求められると思いませんけども、そのあたりについてどういうふうにお考えですか。

【市長】 その辺については課題があると思っています。ただ、これは専門家の方々にもいろんなご意見があるようですが、例えば書き込みに関しては、誰が書き込んだかというものを特定するのが非常に困難だというご意見もある一方で、明らかな人権侵害で、これをどうにかしなければならぬというご意見もあるし、具体的にどういう方策でこれを解消できるのかというのは、課題認識は持っております。

【記者】 そういう意味では、情報収集のあり方ももちろんそうですけども、今日申し入れもあったとおり、市民である当事者の人たちが既に被害を受けているんだ、苦しんでいるんだというふうなことを訴えています。それは10月7日の抗議の場でも、そこに在日コリアンの当事者の方もいらして、とても苦しんでいるというふうな状況が見た目にもわかるわけですよ。それは涙ぐんでいたり、抗議の声を上げていたりするということは、そういうことだと思いますけども。そういう意味では、現状起きている人権侵害についての認識というものが不十分ではないかというふうに思うわけですけども、今起きていることへの重大さが把握できなければ対策もとれないわけですけども、そういう意味で、市長は不十分さというのをお感じになっていませんか。

【市長】 そうですね。これまで申してきたとおり、少なくともこれまでも不適切な発言でもって、それはネット上であったり、あるいは公の場所であったりというところで不適切な発言をされることによって人権を侵害されている方、被害を受けられている方がいらっしゃると思っていますし、深刻な問題だと思っています。

一方で、こういう基本的なことを言うのも変な話ですけども、その中で憲法に保障されている人権も含めて、私たちは憲法、法律、条例、これをしっかりと遵守していかなければ、公平公正な立場で執行していかなければならぬ立場として、どのようなことをしていくことが人権の被害をなくすことができるかということについて、努力を続けていかないといけないと思っていますが、その取組の1つが、これまでも積み重ねてきたものでありますし、今準備を進めております条例だったりしますので、そういうことを引き続き取り組んでいくということだと考えています。

【幹事社】 ほかはいかがですか。

【記者】 あと、済みません。最後に、先ほど中身については、今日、署名が出たことについて、4万を超える署名が集まって、ガイドラインの見直しと差別を禁止して罰するための条例を早期に求めるというふうな中身ですけども、それに賛同する署名が4万を超える数で集まっていて、今日、提出をされていますが、改めてですけども、

その受け止めについてお伺いできれば。

【市長】 まだ見てもないので、受け止めようがないというか。

【記者】 今説明したことなんですけども。

【市長】 ちゃんと現物を見てからコメントしたいと思います。

【記者】 4万を超える数が集まったということについても。

【市長】 まず、中身を確認させていただきたいと思います。

【幹事社】 いかがでしょうか。

【司会】 以上をもちまして、本日の市長会見を終了いたします。どうもありがとうございました。

先ほどの申入書の受付日につきまして、後ほど皆様のほうに情報提供させていただきます。

(以上)

・この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理したうえで掲載しています。

(お問い合わせ) 川崎市役所総務企画局シティプロモーション推進室報道担当

電話番号：044(200)2355